

監査の結果に基づく措置状況について

令和元年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和3年3月30日

新潟県監査委員 栗山和廣
 新潟県監査委員 青柳正司
 新潟県監査委員 片野猛
 新潟県監査委員 岡俊幸

監査の種別	令和元年度会計 財政的援助団体等に係る監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
県民生活・環境部	<p>【公益財団法人新潟県スポーツ協会】</p> <p>委託費に係る支出負担行為について、決裁権者の決裁がないものがあった。 財務規程に基づく適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>財務会計事務の執行に当たっては、財務規程を確認の上、進めるとともに、複数人による内容確認を徹底することを団体から報告を受けて確認しています。 今後とも適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p>
福祉保健部	<p>【一般財団法人新潟県地域医療推進機構】</p> <p>魚沼基幹病院において、宿日直の許可を得ていないにもかかわらず、職員の時間外労働に対し割増賃金を一部しか支払っていないなどとして、労働基準監督署から是正勧告を受けている事案があった。 職員の労務管理が適切に行われていなかったこと、また、それにより、本来支払われるべき手当に不払いを生じさせたことは大きな問題であることから、今後同様の事態が生じないよう、現在進めている是正措置の確実な履行、及び、適切な労務管理に取り組まれたい。</p>	<p>宿日直許可の申請を行うとともに、許可が得られないものは時間外・休日の勤務体制を見直し、必要な人員を確保しました。時間外労働・深夜割増の不足分については、差額を計算し、支払いを終えています。 また、36協定違反の縮減に努めるほか、客観的な労働時間を把握するため、勤怠管理・人事給与システムを新たに導入しています。 今後とも適切な労務管理を行うよう指導してまいります。</p>
	<p>【社会福祉法人しあわせ福祉会】</p> <p>県の指定管理施設を含め、法人が運営する施設において、入所児童に対する職員の虐待事案等が発生したことにより、県から、業務管理体制の整備に関する勧告、及び指定管理業務に関する改善指示が出されていた。 現在、第三者委員会の設置、法令遵守委員会・虐待防止委員会の開催や職員研修の実施等、勧告及び改善指示に沿った取組が行われていることから、引き続き、再発防止を徹底されたい。</p>	<p>勧告及び改善指示に沿った取組については、毎月の報告等により適正に行われていることを確認しています。 今後とも再発防止の徹底に向けて確認、指導してまいります。</p>
産業労働部	<p>【公益財団法人にいがた産業創造機構】</p> <p>にいがた産業創造機構運営費交付金について、誤って県の他の交付金の対象経費を含めて実績報告を行っていたため、次年度において過受給分である3,100,558円を返還していた。 実績報告に当たっては、交付対象経費の確認を徹底されたい。</p>	<p>実績報告に当たっては、交付対象経費について、改めて経費の内容及び該当性を確認するとともに、前年度との比較により、過大となっている経費がないか確認を徹底するとの報告を法人から受けております。 今後とも交付対象経費の確認を徹底するよう指導してまいります。</p>